

別紙

ヤードにおける盗難自動車の解体の防止に関する条例に基づく指示及び
事業停止命令の基準

(趣旨)

第1条 この基準は、ヤードにおける盗難自動車の解体の防止に関する条例（令和元年愛知県条例第36号。以下「条例」という。）に基づき、愛知県公安委員会（以下「公安委員会」という。）が条例第9条に規定する指示又は条例第10条第1項に規定する自動車解体業の事業停止命令を行うための要件等について必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 指示 条例第9条の規定に基づき、公安委員会が条例第2条第6号に規定する自動車解体業者（以下「自動車解体業者」という。）に対し、盗難自動車の解体を防止するため必要な指示をすることをいう。
- (2) 事業停止命令 条例第10条第1項の規定に基づき、公安委員会が自動車解体業者に対し、当該自動車解体業の全部又は一部の停止を命ずることをいう。
- (3) 条例違反行為 条例の規定に違反する行為をいう。
- (4) 条例違反行為等 条例違反行為、指示に従わない行為（以下「指示処分違反」という。）又は条例第10条第1項第2号に掲げる罪に当たる違法な行為をいう。
- (5) 事業停止命令対象行為 事業停止命令の理由とした条例違反行為等をいう。
- (6) 事業停止期間 事業停止命令において自動車解体業者が当該自動車解体業を停止しなければならないこととする期間をいう。

(条例違反行為等の分類)

第3条 条例違反行為等は、別表第1及び第2に定めるとおり、A、B、C、D、及びEに分類するものとする。

(指示を行うべき場合)

第4条 次の各号いずれかに該当するときは、指示を行うことができる。

- (1) 自動車解体業者が条例違反行為を行ったとき。

(2) 自動車解体業者がその代理人又は使用人その他の従業者（以下「代理人等」という。）に対し指導及び監督その他代理人等による条例違反行為を防止するために必要な措置を尽くしていなかったことにより、代理人等が条例違反行為を行ったとき。

(指示の内容)

第5条 指示の内容は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 指示の理由とした条例違反行為（以下「指示対象行為」という。）の原因となった事由を解消するための措置その他の指示対象行為と同種又は類似の条例違反行為が将来において行われることを防止するための措置

(2) 指示対象行為の状態が残存しているときは、当該指示対象行為の状態を解消するための措置

(3) 前2号に掲げるもののほか、盗難自動車の解体の防止のために必要な措置

(4) 前3号に規定する措置が確実にとられたか否かを確認する必要があるときは、当該措置の実施状況について公安委員会に報告する措置

2 前項各号に規定する措置については、指示対象行為の態様、指示対象行為により生じた条例違反状態の残存の程度等を勘案し、期限を付すことができる。

(事業停止命令)

第6条 次の各号のいずれかに該当するときは、事業停止命令を行うことができる。

(1) 自動車解体業者がA、B、C又はDに分類される条例違反行為等を行ったとき。

(2) 自動車解体業者が代理人等に対する指導及び監督その他代理人等による条例違反行為等を防止するために必要な措置を尽くしていなかったことにより、代理人等がA、B、C又はDに分類される条例違反行為等を行ったとき。

(基準期間等)

第7条 事業停止命令に係る基準期間、短期及び長期（以下それぞれ「基準期間」、「短期」及び「長期」という。）は、次の各号に掲げる条例違反行為等の分類に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

(1) A 基準期間、短期及び長期は6月（1月を30日とする。以下同じ。）とする。

(2) B 基準期間は4月、短期は2月、長期は6月とする。

- (3) C 基準期間は2月、短期は1月、長期は4月とする。
- (4) D 基準期間は1月、短期は14日、長期は2月とする。
- (5) E 事業停止命令を行わないもの（指示に限り、当該指示に違反した場合に当該指示処分違反を処分事由として事業停止命令を行う。）

（事業停止命令の併合）

第8条 条例違反行為等に該当する行為が2個以上行われた場合において事業停止命令を行うときは、1個の事業停止命令を行うものとする。

2 前項の場合における基準期間、短期及び長期は、それぞれ次の各号に定めるとおりとする。ただし、これらの期間は、6月を超えることはできない。

- (1) 基準期間 各条例違反行為等について前条により定められた基準期間の最も長いものにその2分の1の期間を加算した期間
- (2) 短期 各条例違反行為等について前条の規定により定められた短期のうち最も長い期間
- (3) 長期 各条例違反行為等について前条の規定により定められた長期のうち最も長いものにその2分の1の期間を加算した期間

（観念的競合）

第9条 1個の行為が2個以上の条例違反等に該当する場合において事業停止命令を行うときは、各条例違反行為等について第7条の規定により定められた基準期間、短期及び長期のうち、最も長いものをそれぞれ基準期間、短期及び長期とする。

（常習違反加重）

第10条 最近5年以内に事業停止命令を受けた自動車解体業者に対して事業停止を行うときは、当該事業停止命令に係る条例違反行為等について第7条の規定により定められた基準期間、短期及び長期にそれぞれ2を乗じた期間を基準期間、短期及び長期とする。ただし、その基準期間、短期及び長期は、6月を超えることはできない。

（事業停止命令の期間の決定）

第11条 事業停止期間は、第7条から前条までの規定により定められた基準期間とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事由があるときは、第7条から前条までの規定により定められた短期を下回らない範囲内におい

て、基準期間より短い期間を事業停止期間とすることができる。

- (1) 事業停止命令対象行為による盗難自動車の解体の防止が阻害される程度が低いと認められること。
- (2) 自動車解体業者又は代理人等が他人に強いられて当該条例違反行為等を行ったこと。
- (3) 代理人等が事業停止命令対象行為を行うことを防止できなかったことについて、自動車解体業者の過失が極めて軽微であると認められること。
- (4) 自動車解体業者が事業停止命令対象行為と同種又は類似の条例違反行為等が将来において行われることを防止するための措置や事業停止命令対象行為により生じた違反状態又は被害を解消し、又は回復するための措置を自主的にとっており、かつ、改悛の情が著しいこと。

3 第1項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事由があるときは、第7条から前条までの規定により定められた長期を超えない範囲内において、基準期間より長い期間を事業停止期間とすることができる。

- (1) 条例違反行為等の態様が極めて悪質であること。
- (2) 条例又は指示に違反した程度が著しく大きいこと。
- (3) 事業停止命令対象行為により生じた盗難自動車の解体の防止が阻害される程度が著しく高いと認められること。
- (4) 自動車解体業者が条例違反行為等を行った日前5年以内に同種又は類似の条例違反行為等を理由として、指示又は事業停止命令を受けたこと。
- (5) 事業停止命令対象行為を代理人等が行うことを防止できなかったことについて、自動車解体業者の過失が極めて重大であると認められること。
- (6) 自動車解体業者が事業停止命令対象行為に関する証拠を隠滅し、偽造し、又は変造しようとするなど情状が特に重いこと。

(指示及び事業停止の関係)

第12条 事業停止命令を行う場合において、条例違反状態の解消等のため必要があるときは、当該事業停止命令の処分事由について指示を併せて行うことができる。

別表第 1

条例違反行為及び指示処分違反		関係条項	罰
1	開始届出義務違反	第 3 条第 1 項、第 17 条第 1 号	B
2	虚偽の開始届出書提出	第 3 条第 1 項、第 17 条第 1 号	B
3	変更等の届出義務違反	第 3 条第 2 項、第 18 条第 1 号	E
4	虚偽の変更等届出	第 3 条第 2 項、第 18 条第 1 号	E
5	標識の掲示義務違反	第 4 条、第 19 条	E
6	従業者名簿の備付け義務違反等	第 5 条第 1 項、第 18 条第 2 号	E
7	従業者が日本国籍を有しない場合の記載義務違反	第 5 条第 2 項、第 18 条第 3 号	E
8	確認義務違反	第 6 条第 1 項、第 17 条第 2 号	D
9	委任状等の確認義務違反	第 6 条第 2 項、第 17 条第 3 号	D
10	申告義務違反	第 6 条第 3 項	E
11	引取記録作成義務違反	第 7 条第 1 項、第 17 条第 4 号	D
12	虚偽の引取記録作成	第 7 条第 1 項、第 17 条第 4 号	D
13	引取記録の保存義務違反	第 7 条第 2 項、第 17 条第 5 号	D
14	引取記録の毀損等届出義務違反	第 7 条第 3 項、第 17 条第 6 号	D
15	保管命令違反	第 8 条、第 17 条第 7 号	C
16	指示処分違反	第 9 条	B
17	自動車解体業停止命令違反	第 10 条第 1 項、第 16 条	A
18	報告・資料の提出義務違反	第 13 条第 1 項、第 18 条第 4 号	E
19	立入検査拒否等	第 13 条第 2 項、第 18 条第 5 号	E

別表第 2

	刑法の規定に違反する行為	関係条文	罇
1	窃盗、窃盗未遂	刑法第235条、刑法第243条	C
2	不動産侵奪、不動産侵奪未遂	刑法第235条の2 刑法第243条	D
3	強盗、強盗未遂	刑法第236条、刑法第243条	C
4	強盗予備	刑法第237条	D
5	事後強盗、事後強盗未遂	刑法第238条、刑法第243条	C
6	昏睡強盗、昏睡強盗未遂	刑法第239条、刑法第243条	C
7	強盗致死傷、強盗致死傷未遂	刑法第240条、刑法第243条	B
8	強盗・強制性交等及び同致死 強盗・強制性交致死未遂	刑法第241条、刑法第243条	B
9	詐欺、詐欺未遂	刑法第246条、刑法第250条	C
10	電子計算機使用詐欺、 電子計算機使用詐欺未遂	刑法第246条の2 刑法第250条	C
11	背任、背任未遂	刑法第247条、刑法第250条	C
12	準詐欺、準詐欺未遂	刑法第248条、刑法第250条	C
13	恐喝、恐喝未遂	刑法第249条、刑法第250条	C
14	横領	刑法第252条	C
15	業務上横領	刑法第253条	C
16	遺失物等横領	刑法第254条	C
17	盗品譲受け等	刑法第256条	C